

## 第123表 暴力団関係相談

(1) 年次別相談受理件数

(単位 件)

区 分	令和2年	平成31年 令和元年	前 年 比
<b>総 数</b>	<b>2,460</b>	<b>2,889</b>	<b>△429</b>
<b>暴力団対策法第9条各号の行為</b>	<b>35</b>	<b>53</b>	<b>△18</b>
人の弱みにつけ込む金品等要求行為	2	2	-
不当贈与要求行為	4	5	△1
不当下請等要求行為	-	-	-
みかじめ料要求行為	17	23	△6
用心棒料等要求行為	5	13	△8
高利債権取立行為	-	1	△1
不当債権取立行為	2	5	△3
不当債務免除要求行為	2	1	1
不当貸付等要求行為	-	-	-
不当金融商品取引要求行為	-	-	-
不当自己株式買取等要求行為	-	-	-
不当預貯金受入要求行為	-	-	-
不当地上げ行為	-	-	-
競売等妨害行為	-	-	-
不当宅地等取引要求行為	-	1	△1
不当宅地賃借要求行為	-	-	-
不当建設工事要求行為	-	-	-
不当施設利用要求行為	-	-	-
不当示談介入行為	-	-	-
因縁をつけての金品等要求行為	3	2	1
不当許認可等要求行為	-	-	-
不当許認可等排除要求行為	-	-	-
不当入札参加要求行為	-	-	-
不当入札排除要求行為	-	-	-
談合入札要求行為	-	-	-
不当公共工事契約排除要求行為	-	-	-
不当公共工事下請等あつせん要求行為	-	-	-
<b>縄張に係る禁止行為に関する相談</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>△1</b>
用心棒役務の提供の禁止	-	1	△1
訪問する方法による商品売買契約等の勧誘の禁止	-	-	-
面会する方法による履行期限を経過した債権の取立ての禁止	-	-	-
<b>準暴力的要求行為の要求等に係る相談</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>離脱・勧誘・加入強要に係る相談</b>	<b>216</b>	<b>240</b>	<b>△24</b>
離脱に係る相談	215	239	△24
勧誘・加入強要に係る相談	1	1	-
<b>暴力団事務所等に係る相談</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>4</b>
禁止行為に係る相談	-	-	-
苦情・取締要望等	1	1	-
進出阻止・撤去等に係る相談	1	-	1
立ち退きに係る相談	4	1	3
<b>民事訴訟に係る相談</b>	<b>21</b>	<b>16</b>	<b>5</b>
損害賠償請求に係る相談	5	3	2
その他の民事訴訟に関する相談	16	13	3
<b>その他の不当な行為に関する相談</b>	<b>124</b>	<b>119</b>	<b>5</b>
刑 法	89	77	12
	そ の 他	6	14
上記以外の不当な行為に関する相談		29	28
<b>暴力団対策法に関する相談</b>	<b>20</b>	<b>1</b>	<b>19</b>
センター事業に関する相談	-	-	-
そ の 他	20	1	19
<b>その他の暴力関係相談</b>	<b>2,038</b>	<b>2,457</b>	<b>△419</b>

注1 センターとは、「暴力団追放運動推進都民センター」のことである。(3)も同じ。

注2 「その他の暴力関係相談」とは、暴力団対策法に基づく相談及び事件以外の相談であり、情報提供依頼等の相談も含む。

数値：組織犯罪対策第三課

## の受理・処理件数

### (2) 暴力団等団体別相談受理件数

(単位 件)

区分	総 数	指 定 暴 力 団					指 以 定 暴 力 団 外	準 構 成 員	総 会 屋	社 会 運 動	標 榜 活 動	政 治 活 動	そ の 他	不 明
		総 数	山 口 組	稲 川 会	住 吉 会	そ の 他								
相談受理件数	<b>2,460</b>	920	279	97	319	225	44	14	2	6	4	340	1,130	

注 山口組とは、六代目山口組、神戸山口組及び絆會をいう。

### (3) 相談処理件数

(単位 件)

区分	総 数	解 決													引 継 ぎ				打 切 り 続				
		総 数	刑 事 事 件 検 挙	特 別 法 犯 検 挙	行 政 命 令	準 暴 力 的 要 求 行 為	援 助 措 置	就 職 支 援	指 導 ・ 警 告 ( 相 手 方 )	助 言 ・ 指 導 ( 相 談 者 )	保 護 の 実 施	警 察 の O B 対 応	弁 護 士 対 応	保 護 司 対 応	少 年 指 導 員 対 応	被 害 者 支 援	総 数	セ ン タ ー		警 察	弁 護 士 会	そ の 他 の 機 関	
相談処理件数	<b>2,460</b>	2,403	20	4	6	1	-	-	6	2,363	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	55

### (4) 相談者の職業

(単位 件)

区分	総 数	農 ・ 林 ・ 漁 業	鉱 ・ 製 造 業	建 設 業	不 動 産 業	産 廃 業	公 益 事 業	運 輸 業	貸 金 業	警 備 業	卸 売 ・ 小 売 業	飲 食 店 業	金 融 ・ 保 険 業	旅 館 ・ ホ テ ル 業
相談受理件数	<b>2,460</b>	3	8	133	137	2	8	9	24	4	25	36	1,069	5

区分	パ チ ン コ 業	ゴ ル フ 業	サ ー ビ ス 業	娯 楽 業	風 俗 営 業	そ の 他 の 産 業	国 家 公 務 員	都 道 府 県 職 員	市 ・ 区 ・ 町 ・ 村 員	教 職 員	学 生	そ の 他	無 職	不 明
相談受理件数	1	2	103	2	18	86	3	10	14	1	3	310	199	245